

人材開発支援助成金

人材育成支援コース

令和5年
4月1日
制度創設!!

労働者に専門的な知識・技術を習得させた場合に受給できます。

特定訓練・一般訓練・特別育成訓練の3コースが統合されました!

訓練概要

申請事業主または申請事業主団体等の構成事業主における被保険者対象

A/人材育成訓練コース

職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTを10時間以上行った場合に助成されます

B/認定実習併用職業訓練

中核人材を育成するために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせ訓練を行った場合に助成されます

C/有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせ訓練を行った場合に助成



助成額

()内は中小企業以外の助成額・助成率

対象となる訓練	経費助成		賃金助成 (1人1時間当たり)		OJT実施助成 (1人1コース当たり)		
		★		★		★	
A	雇用保険被保険者 (有期契約労働者等を除く)	45% (30%)	+15% (+15%)	760円 (380円)	+200円 (+100円)	—	—
	有期契約労働者等	60%	+15%			—	—
	有期契約労働者等を 正規雇用労働者等へ 転換(※)	70%	+30%			—	—
B	45% (30%)	+15% (+15%)	20万円 (11万円)			+5万円 (+3万円)	
C	有期契約労働者等	60%	+15%			10万円 (9万円)	+3万円 (+3万円)
	有期契約労働者等を 正規雇用労働者等へ 転換(※)	70%	+30%				

★ 賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合に加算

※ 正規雇用労働者等への転換とは、①有期契約労働者等について正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員への転換措置、②有期契約労働者の無期契約労働者への転換措置のうちのいずれかの措置を講じた場合を指します。

※ eラーニングによる訓練等、通信制による訓練等及び育児休業中の者に対する訓練等は経費助成のみです。